

令和7年度 第28回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和7年10月16日（木）13：30～14：54

2 開催場所 朝来市あさご・ささゆりホール

3 出席した農業委員 12人

1番 米田 隆至委員	2番 大田垣 強委員	3番 寺前 信龍委員
5番 米田 利秋委員	6番 高本 知宜委員	7番 細見 和範委員
8番 篠岡 昌代委員	10番 佐野 伸夫委員	11番 島田 義弘委員
12番 小田 彰子委員	13番 西 好朗職務代理	14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 2人

4番 藤井 幸三委員 9番 伊藤 孝行委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 10人

6 現地調査委員

農業委員 島田 義弘委員	小田 彰子委員
推進委員 松本 晃委員	奥 武史委員

7 議事日程

日程第1 議案第142号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第143号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第144号 非農地証明申請について

8 事務局職員

事務局長 平松 裕一郎 次長 足立 尚幸 主幹 石橋 複之

9 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は大変お忙しい中、総会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第28回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に配付をさせていただいてございます次第に基づきまして進めさせていただきます。

最初に、石原会長から御挨拶をいただきます。

会長、よろしくお願ひします。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 石原会長、ありがとうございました。

それでは、ここからは石原会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

石原会長、よろしくお願ひします。

○議長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第28回の朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、1番の米田隆至委員と3番の寺前信龍委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づき進行させていただきます。

日程第1、議案第142号「農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○議長 受付順位276番から279番の4件の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、状況を説明いたします。276番、277番、278番でございますが、その案内図が3か所とも当該申請地の同じ地理的な位置にございますので、今回、1枚の一番表の地図を活用させていただいて説明に代えさせていただきたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

それでは、お手数ですが、受付順位276番の案内図を御覧いただきたいと思います。この位置的には、立脇の集落がありまして、県道70号線を南進していただきますと立脇の集落の入り口に入りまして、御承知のように、あさご愛タウンへ上の道がございます。その1つ手前の市道を西側に行っていただきますと、今回の5筆の申請地のそばに到達するということでございますので、御了解のほうをお願いいたします。

今回、277番のところは、●●さんという方と●●さん、●●さん、この3人の方が、くしくも今回の3条申請を、●●さんが●●さんと御相談をされているときにこういうお

話があるということをお聞きになりました、この●●さんも●●さんも、何とか今回一緒に3条申請に加わらせてほしいという話が内輪でありまして、お話を聞くところによりますと、3人の方とも、やはり農地を維持するための苦労がすごくあるということで、もう既に農地を放棄してのようなところもあるので、ぜひとも今回、この3条申請の仲間に入れてほしいということで●●さんと●●さんと御相談をされまして、今回の申請に至ったということを前置きをさせていただきます。

位置的なことは、申し上げましたように、276番の案内図を御覧いただきますと、申請地●●番地というのが、先ほど言いました●●さんの分と、それから、277番のところが●●さんの申請地でございます。それから、278番が●●さんの今回の申請地になるということでございまして、全てとは言い切れませんけれども、この申請地がほぼ連接をしてるということでございまして、今回、今のような説明に代えさせていただいたということあります。

申請地の現状につきましては、これまで委託耕作などをして水稻が作付されておりましたけれども、昨年から作付がお休みになっていたようで、保全管理のような田畠の状況になっておりますが、一枚は、長期間の作付がされていないというような状況下にあるということを説明の一つにさせていただきたいと思います。代理人のお話を聞いたところでは、今回、譲受人のお話としては、今回、この案件が承認されましたら、この5筆について必要な圃場整備を実施して、もう少し効率的な圃場に改善をしたいというような話もございました。いずれにしましても、継続して農地の適切な使用がなされるものと思われますので、御審議のほどお願い申し上げます。

○議長 279は。

○米田（隆）委員 それでは、引き続きまして、279の1のところに移らせていただきます。今回、連続の説明で少しあはしょるところがございますけれども、受付順位279の案内図を最初に見ていただきたいと思います。これは、位置的に国道312号線を南に向かって進んでいただきますと、澤第一の交差点がございまして、それからさらに南に行っていただきますと、今回、交差点と表示している位置が澤第二交差点であります。そこを円山川の方へ進んでいただきますと申請地、澤●●番地がすぐそばにあるということを、前段で前置きをさせていただきます。

それから、279の2でございますが、これも、次のページを位置図として見ていただきたいと思います。これは、山内集落のところにございまして、行き方については、もうそれぞれ委員の方は御承知だと思いますので割愛をさせていただきますが、山内集落に入っ

て150メーターぐらいあると思いますが、山内、納座、川上のほうに進んでいただきますと、この案内図の申請地、山内●●番地が見える位置に到達をいたします。ただ、この写真、位置図については、伊由谷川が地図に沿って上がってしていくわけなんですが、西側に、方角で言うなら西の方向に申請地、山内●●番地がございます。市道ですか、県道ですか、それを見ていただきましたら、ほぼ真正面にこの申請地が見えるという状況であるということを御了解いただきたいと思います。私もあり知らない地、地理的に知らなかつたもんですから、歩いてみたら、この地図のように圃場整備がされてる圃場ばかりでございましたので、農道が西向きにきっちと走っておりましたので、そこを歩いていきますと、申請地、山内●●番地がすぐに判別することができました。

それから、2筆の案件でありますけれども、両方の説明をさせていただきますと、澤の小さいところにつきましては、作付は何もされてなくて、保全管理という状況でございましたが、山内のこの●●番地については、もう3年、4年も耕作はされてなくって、草刈り程度が一応されてたような状況と推測をいたしたところであります。今回、お話を聞きますと、生前相続でありますので、お母様のほうが、早くこの土地について息子に譲渡したいということを聞いたところであります。今回のこの相続の実施によりまして、恐らく委託耕作をされるということになると思いますけれども、適切な営農計画が図られるというように思っておりますので、御審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、受付順位280番の提案理由の説明を、地元委員の細見委員に求めます。

○細見委員 説明させていただきます。航空写真の280番を御覧ください。申請地は、和田山から山東方面に国道9号線を行ってもらって、滝田交差点、久華園とファミリーマートの交差点を右折していただいて4キロほど進んでいただくと、よふど温泉があります。そのよふど温泉からさらに300メートルほど進んでいただくと、写真の左上の与布土川に架かる橋のところに出てきます。それを左折していただいて100メートルほど行くと与布土の公民館がありますが、それを右折していただいて、さらに100メートルほど行ったところが申請地となります。

今回、譲受人の●●さんは、新規就農で3年間研修を受けられて今回独立されるということで、この写真にあります●●番地というところが、●●さんが●●を営まれていたところなんですけれども、そこを購入されてリフォームされて営農拠点にされるということで、その隣の、今、保全管理されてる土地を畑として利用されるということで、今回の申

請になります。特に問題はないと思われますが、審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、受付順位281番の提案理由の説明を、伊藤委員欠席のため、事務局に求めます。

○事務局 伊藤委員に代わりまして、事務局から説明させていただきます。

281番の地図を御覧ください。林垣の地図です。県道物部養父線の近くにあります田1枚と畠1枚の2筆が対象となっております。田につきましては、非常に広い田であったというところです。それから、畠については、ちょっと草が生えており、管理が適切ではないなという感じはありましたけれども、書類のほうでは、年間、野菜を作ったりということでの計画が上がっていました。

それで、神戸におられます所有者さんと、林垣でたくさん営農されております●●さんとの間で話がまとまって申請に至ったということになっております。書類のほうはそろつておりますので、御審議のほうよろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、続きまして、受付順位282番及び283番、2件の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。282番の御説明を申し上げます。譲渡人と譲受人の関係なんですが、●●さんのお兄さん、●●さんの子供さんが●●さんということで、めいに当たるわけですけども、宮区並びに夜久野高原も含んだところに点在しておりますけれども、ちょっと見えにくいかも分かりませんけど御説明申し上げます。

航空写真のほうを見てください。282の1につきましては、●●さんの自宅は、ちょっと見えにくいんですけど、ちょうど申請地に隠れてまして、そこにUターンいう形で戻ってこられました。今、精力的に野菜を作つておられるというふうなことでございます。それから、田んぼにつきましては、推進委員の●●さんと●●さんのほうで管理されてることです。畠につきましては、御本人さんが耕作もされておりますが、できないところは宮区の多面的事業の中で年に一、二回草刈りをしてるということでございます。夜久野高原のほうにつきましては畠ですけど、●●番地と●●番地、●●番地、これにつきましては、換地の関係でまだ正式には決まっておりませんが、換地の予定であります。

それから、●●さんも御高齢なもので、果たしてめいっ子さんから田んぼを引き継いで維持管理できるだろうかというのが宮区の方の御心配ですけれども、息子さんもおられるので何とかなるんだろうというふうに思っております。3条申請案件の要件にも合致して

おりますので、問題ないかなというふうに思います。

続きまして、283の御説明を申し上げます。航空写真のほうを見てください。●●さんにつきましては、都会のほうから野村のほうに移住されたんですけど、何とか農業をやりたいというふうな気持ちで探しておられたところ、ここの農家の主人が亡くなったということで、それで、●●さんの御自宅は、ちょっと右に行った●●番地に空き家状態になつたところに今移住されてるということです。それで、御本人さんは、農機具については、刈払機と管理機しか持っておられないということで、この広い田んぼ並びに畠を維持管理できるかどうか、これにつきましては、●●さんのほうに、無理やつたら年に一、二回、トラクターで誰かにすいてもらうようにいうふうに説明をしました。

それから、●●番地ですかね、そこの田んぼにつきましては、花木を植えて管理していくといふうに思いますと言つておられました。

それから、申請地の●●番地につきましては、ちょっと現状から察しますと、農地に戻すのはちょっと無理かなというような判断をしますけど、取りあえず、今回は畠として管理するといふうに言われておりますので、それから、ちょうど隣接するところに●●さんという方がおられるんですけど、その方がいろいろと中に入って相談とかされておりますので、何とかなるんじゃないだろうかなと思ってます。どうか御審議よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

受付順位276番から283番の提案理由の説明がございました。

現地調査委員の奥委員のほうから補足説明はございますか。

○奥委員 失礼いたします。10月の初めに事務局2名と農業委員、推進委員4名、計6名で現地を見て回りました。現地を見てみた限りでは問題ないんですけど、先ほど、地元の委員さんが説明されました、農機具がないというので、これ、果たして、渡してどうなのか。畠と同じように休耕になつたりするといふんですか、荒れ地になつたりする可能性もあると思うんです。この辺を、ちょっと審議をよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。今、そういう意見が出てましたけども、トラクターとか、誰かが使うとか、そういうようなことは話した、地元委員さんが……。

○西委員 買ったはいいが、いわゆる荒廃農地になつたら困るといふうな話はしました。それで、できないところは花木を植えて管理をするということで、先ほども言いましたけど、誰か友達にトラクターですいてもらわないとどうにもならないのと違いますかと

いうことを話しておりますので、●●さんという方との関係で何とかなるんじやないかなとは思ってます。あとは、気をつけて見るようにします。以上です。

○議長 各委員さんは、やっぱり地元の、ちょっとそういうのを移動する場合、ちょっと気をつけていただいて、お手伝いを、お手伝いまでせんでいいと思いますけど、助言するとか、誰か適當な人に頼んだらとか、そういうことが必要かなという、ちょっとそういうふうに思いました。

それでは、ちょっと、皆さんのはうの御意見をいただきたいと思います。

3条関係について、皆さんのはうからありませんか。

高本委員。

○高本委員 失礼します。この夜久野高原の分ですよね、282の3についてです。まず、その現地の現場の写真がないので、現況どうなっているかっていうのがこの書類では分からぬんですが。

○議長 あるん違う、写真。

○高本委員 いや、ほかは当該申請農地の写真が横に窓でついてると思うんですが、この282の3の部分ですね、申請地3筆あります。（発言する者あり）そうです、そうです……（「あっ、そういうことか」と呼ぶ者あり）

○西委員 私も、ここの現地確認に行ってきません。●●行政書士さんからの説明だけになります。現地、工事をいろいろしてますので、換地がこれから行われるというようなことで、実際に見てません。申し訳ないですが。

○事務局 事務局のはうから説明します。農林振興課において、今、事業も既に行ってございまして、これは県営事業でございます。今、高本委員がおっしゃったとおり、この換地予定地ということで、この3筆についてはここに集約されるだろうということで、仮換地のはうも既にできるのと、あと、この農地の面ですね、これについては圃場整備は既に終わっておるという状況で、今は作付もされてございます。そういった中で、一時利用ということで、今現在、この●●さんにおいては、もうちょっと上段の北側の市道から上がってきて、ちょうどこの辺り、今、仮換地ということで、宮側の県道から上がってきて細い道ですね、それから上がって右に入った夜久野方面上がる道がちょうど真ん中に来ておるんですけども、この曲がったところの右側に、宮区の方が数人で今作られております。その中に、●●さんもその中に入られて、今農地を作られておって、この換地を将来するところについては、既に一時利用っていうことで、たしか●●さんの農地として今耕

作をされてるという状況でございます。ですので、これから、令和9年には換地処分ができるということで今事業を進めてございますけども、それまでは一時利用ということで、農地中間管理事業の中での一時利用ということで利用されてるという状況で、既にこの整備のほうは終わってございます。

○議長 一応、これで法的に問題ないんですね。

○事務局 問題ないです。

○議長 問題ない。

高本さん、よろしいですか。よろしいか。

そのほか何かございますか。

米田委員。

○米田（利）委員 すみません、関連する質問なんですけれども、今の中に、●●番地、この農地につきましては、どうも、この地図見せてもらうだけでは山違うかなと。木が植えてあって、もう、とてもじゃないけど復興できないというようなところに見えるんですけども、もしそうであるなら、初めから3条申請じゃなしに非農地申請をしていただいたらいいじゃないかということで、この3条申請の中から削除していただくというのが、本来の申請の仕方やないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長 この件については、ちょっと、事務局。

○事務局 実は、この当日の現地確認以外に、事務局として●●番地にどんな状態か見に行きました。確かに山として、もう近づくこともできないぐらいの感じでした。これは、行政書士さんにも、山ですから非農地申請すべきではないですかっていう話もしました。聞いたんですけど、よく聞くと、この換地処分だというところがありますので、換地の対象というところで、今の姿としては山みたいになってはいますけれども、そういう、次の農地が割当てられると、農地として使えることもありますので、いいのかなというふうに思ったところです。

○米田（利）委員 少し理解できないんですけども、通常これまで、僕らも申請させてもらって、その中で、これは明らかに非農地になるという分につきましては、申請途中で削除して、それで、司法書士さんもそれに了解されて処理をされるということで、今回の、AさんかBさんか知りませんけれども、その方に、ちょっとこういう、向こうの言いなりになるということはおかしいと。やっぱり見た目で、我々ここで仕事しておりますのは、農地を守っていくと、農地としての3条申請を見ていこうということにしております

ので、この関係についてはちょっと納得いかないんですけれども、いかがですか。

○事務局 すみません、今、米田委員がおっしゃったとおり、換地と非農地の話は別な話です。おっしゃったのは、換地処分に入るから農地として認めてくださいというふうに、一応受付はしておりますけども、今おっしゃるとおり、現地が、木が生えておる、山ならば、当然非農地で申請するべきということは、言うのは言ったんです。現地も見に行かせましたし、確認はしておりますけども、そこで受けてしまったというのは事実でございますので、多分、ここで審議していただく中で外していただく、ないしはそういった形の否決っていうことも多分あると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 実際に、田んぼじゃない、そういう山みたいな状況は、多分、米田委員言われるの、私もそのとおりだと思います。これだけ外してということは、いける。

○米田（利）委員 この前もあった。

○議長 この件、ここの●●番地については、見たところ山のようであるので、今回のこれからは、だけを抜いて、ほかはオーケーに、そういう処理はできる。

完全に山になっとるという状況ということが分かるんだったら、今までではそういうふうにやってたんですね。

○事務局 すみません、ちょっと長時間なりまして。実は、この農地については、農地中間管理事業の機構関連農地整備事業の区域内です。あくまでも内、事業地内です。ただし、今、米田委員おっしゃったように、木が生えてるというのは事実です。しかしながら、この一時利用の指定通知というので、兵庫県のほうも認めてくれて、実際、農地の上にたまたま植林がしてあつただけのことであって、実際は農地としてエリアで取り組んで、地元同意を得て、それで圃場整備の換地処分の一部に入れるという通知は来てございます。先ほど私申しましたとおり、現地を見れば山です。しかしながら、事業地エリアということで、こういったところ、夜久野高原の端っこについては、市のほうで雑木除去だったり、植林した木を切って、除根をして、なおかつ農地に返してるというエリアでもあります。そういった対象農地ということで御理解いただいて、農地判断していただけるんならば、そういった形でお願いしたいというのが本音でございます。しかしながら、先ほど米田委員がおっしゃったとおり、山だから山だという、非農地の判断しなさいと言わわれれば、ちょっと事業用地との絡みが出てきますので、その辺はちょっと慎重に対応したいなというふうに思います。

○議長 ちょっと、そういうような特殊事情があるので、一般に我々が言う山の状態だ

ったとは、今のはちょっと違う状況にあるみたいなので、ちょっともう、なあ米田委員、そない言うとったけど、そやからもうやむを得ないなあと。ほかのを通すんだったら、これも一緒にもうやらんと仕方がないのかなというふうに、ちょっとそんなことも思つたりするんやけどね。ここを、ダメだと言うんなら、何か、こっちのほうもややこしい問題が起きそうな感じがするので、ちょっと変な形になるんですけど。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

ちょっとそういうことで。ほかに何かありますか。

高本委員。

○高本委員 そしたら、この●●番地の周りにあるところも農地としてずっとあるわけやと思うんですけど、これは全てその事業区域内に入つてると理解していいですか。

○事務局 すみません、全てじゃないんです。角だしみたいな形で数件入つてます。例えば、●●さんと、もうあと3人ぐらいあります。その方の分が、農地で、将来そこが農地になるというところはあります。それで、山じゃないんだけども、農地だからこっちに寄せて、今、換地は、現地換地が基本なんですけども、全部寄せて面積合わせて、面積を合わせたところで換地をするというのが、今の換地手法でありますので、今回、今後木を切らざるを得ないエリアになってるところは数人ございます、まだこの中に。ただ今回、権利移動をされるということでこういったことが出てくるだけであって、本来では、Aさん、Bさん、Cさんがおられて、Aさん、Bさんはそのまま所有されて、そこに換地になる可能性もあります。

○高本委員 分かりました。

○議長 何か、ほかございますか。

それでは、いろいろ意見出ましたけども、順番に、採決を行います。

受付順位276番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位277番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位278番について採決を行います。

賛成の方は举手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位279番について採決を行います。

賛成の方は举手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位280番について採決を行います。

賛成の方は举手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位281番について採決を行います。

賛成の方は举手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位282番について採決を行います。

賛成の方は举手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長 それでは、最後に、受付順位283番について採決を行います。

賛成の方は举手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第2、議案第143号「農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○議長 受付順位284番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位284番の説明をさせていただきます。

まず、284番の航空写真を御覧ください。写真のほうは和田山町土田地区の写真という

ことになります。左側のほうに国道9号線、下のほうから和田山から養父方面といった方角になります。中央にJR山陰本線があります。国道9号線、和田山から養父方面に向かってゴダイ薬局の交差点のところを右向きに和田山自動車教習所方面、こちらのほうに向かって走って、それから北向きに約50メートルを行ったところの左に今回の申請地があります。

譲渡人の●●さんのほうですけど、現在は大阪のほうに住居がありまして、この申請地があります農地につきましては、以前より管理されていない状況です。時々、地区の方、近所の方が草刈りする程度といったところになります。そんな中で、今回譲渡人と譲受人との間で太陽光発電所の話がありまして、その設置で話がまとまり申請に至っております。譲受人であります会社側のほうからは、地区の住民に対しての説明会を開いて同意を得られております。同時に、地元区長、それから隣接同意書、それから事業計画書等、関係書類も提出されておりませんので、許可相当と思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、受付順位285番の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。285番の航空写真を御覧いただきたいと思います。場所につきましては、国道312号線沿いで、山口小学校の入る手前でございまして、約50メートルほど入っていただいた左側でございます。以前に●●氏が申請をされておりまして、その隣でございます。農振地域外の圃場でございまして、●●氏が、●●さんが神戸に居住をされておりまして、このたび、●●株式会社の担当者が来られたんですけども、太陽光の発電所を設置したいということで、申し出がありました。その中で、突然来られまして、びっくりしましたのは、本人さんの委任状も何も持っておられないということで来られておりましたので、一度帰っていただいて、本人からの連絡もございませんし、1週間ほど間をおきましてもう一回来ていただきました。ということで、担当者の説明はそういうことで終わりました。

なお、これからいろいろと申請をされる場合に、やっぱり手続というのが、以前でしたら必ず持ち主の本人さんが現場、あるいはこういったことで農業委員の方に必ず説明されるということになっておりましたけれども、最近は、さっきのお話のように司法書士が説明をされまして、一応、委任という形で取っておりますので、一応、農業委員さんの確認がしづらいということもございますし、特に、こういった発電所につきましては、私たち

だけの問題やなしに、朝来市としても、いろんなほかの問題にも触れて、本当の農地の申請でもございませんので、これらが問題の発生する原因じゃないかと思っています。このたびはそういうことで受けまして、あと場所につきましては、特に周りのほう影響もございませんので、許可相当と考えておりますので、御審議よろしくお願ひします。以上です。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、受付順位286番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼いたします。受付順位286番の説明をさせていただきます。

航空写真を御覧ください。申請地は、和田山町玉置の和田山図書館、生涯学習センターの北側になります。このたび、譲受人の●●様、●●様御夫婦が、住宅建築に当たり譲渡人、●●様と合意に至りましたので、農地転用の申請がありました。必要書類は全て提出されておりまして、事業計画、内容から目的が果たされると思われます。地元同意書も添付され、問題なく許可相当かと思われます。御審議のほうよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。

受付順位284番から286番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の松本委員のほうから補足説明はございますか。

○松本委員 10月3日、委員4名、事務局2名で現地調査を行いました。地元委員さんの御説明に付け加える点はありません。以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、5条関係につきまして、皆さんのはうから御意見なり御質問ございますか。

特にないようですので、受付順位284番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位285番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位286番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3、議案第144号「非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○議長 受付順位287番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。287番の非農地証明の状況について、これから申し上げますのは、若干、現地の確認に足を踏み入れることができないような状況といいますか、フェンスがありましたので、そのところは、全体を遠目から判断せざるを得ない部分がございましたので、御了解をお願いしたいと思います。

受付順位287番の写真を御覧いただきたいと思います。これで説明をいたします。この写真につきましては、撮影を代理人がするために、私と同じように周囲を回ったそうなんですが、侵入する余地がなかったということから、本来なら西側から撮影をすれば効率の良い写真が撮れるんだけども、それができなかつたために、石田集落、東側から撮ってこの案内図にしたと、に加えたというようなことを申しておりましたので、それも御了解をお願いしたいと思います。

この写真の説明をいたしますと、東側が左になるわけですので、下から見てなかなかいいことができないということから、西の立脇側から見て堤防沿いの西側から、この写真では分かるということで御了解をお願いしたいと思います。先ほど言いましたように、この申請地●●番地については、兵庫県が実施をしました河川工事が行われた当時にお話合いがなされて、土地を提供するから護岸工事を実施してほしいというような話がなされたというような代理人の話がございました。それが現実に護岸の工事がなされて、5,000平方メートルという大きな面積のところが実施をされて、そのとおりなのかということを私が確認しようと思って歩いてみたんですが、やはりフェンス、この太陽光のフェンスがなかなか厳重でして、そこを乗り越えることができなかつたので、私は西側から許可をもらつて圃場の中、鹿柵を乗り越えて現況を確認したということでございます。

護岸が設置されとるのは事実でございまして、ただ、年数が相当たっておりますので、堤防側、円山川側につきましては、もう灌木が相当生えて、2メートル、3メートルの高さに茂つておるというような状況でした。大体、この写真に載っておりますように、その形状ぐらいは工事が実施されたんだろうということだけは確認をいたしましたので、説明をさせていただきます。

現状から判断をいたしますと、やはり、河川工事のされた工事の痕跡といいますか、実施状況については、私、素人でも確認ができましたので、それはそのとおりだろうと思います。ただ境界が、どこまでが護岸の工事が実施されたもので、あとは、団地があつたり、太陽光との境界がどうだというようなことについては、判断ができないような現況であるということを説明に代えさせていただきます。ただ、そう言いましても、河川工事が実施された時期から相当の年数が経過しておりますので、やはり、土地所有者としては、そういった工事の協力もされてるということを鑑みながら考えますと、非農地と判断するについて問題はないというふうに思いますので、御審議をいただいて非農地証明の発行をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位288番の提案理由の説明を、地元委員の太田垣委員に求めます。

○太田垣委員 それでは、288番の説明をさせていただきます。

この農地につきましては、新井の2区公民館の真ん前になります。この土地につきましては、申請人が平成15年に相続されまして、その後、この建物は賃貸をされておったそうです。このたび、この土地を、相続を整理するために登記を見直されたら、いまだに田んぼであった、農地であったことが分かりましたので、今回の申請となりました。始末書も出ておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位289番の提案理由の説明を、地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 それでは、失礼をいたします。議案第144号のうち、第289番の説明をさせていただきます。

写真なんですけども、後ろから2枚目ですね、289番の写真を御覧ください。この写真は、JR生野駅の南側付近の写真となっております。真ん中に走るのが、国道312号線となっております。これより南側に向かって生野という信号がございます。これを和田山方面から見て右折していただくと柄原方面に行く県道がございます。それを80メーターほど柄原方面へ進み、さらに左折する道があります。これが、この左手に見えております延應寺というお寺に上がる進入路となっております。これを100メーターほど行ったところに車を止めて申請地を確認したわけなんですが、申請地までは車は入りません。この路上に駐車した状態で申請地を確認できる状態になりました。

土地は、現在、墓地として使われておるわけなんですが、この辺一体がこの地区

の墓地が点在する場所になっております。申請地は65年ほど前に一部を墓地として使用しております。区画は30平米という、5メーター、6メーターぐらいの土地になっております。それで、1年ほど前に、この辺り全部地籍調査が入ったわけなんですが、全体か墓地やったということと、あと、雑草も生い茂ったということで、どうも地籍調査のときに申請が漏れたような状態になって、本人が気がついて、今回の非農地の申請となっております。

申請案件資料にもありますように、要件4の条件全て満たしております。許可相当と考慮いたしますので、慎重審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長 ありがとうございました。

受付順位290番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、説明申し上げます。

290番、非農地証明交付の申請についてでございますが、まず、所有者の●●さんは、今高槻のほうにお住まいとして、今空き家になっている周囲の倉庫とか周囲のいわゆる転用がきちんとなされてなかったというのが、今回、非農地交付申請の根本になると思思います。その辺のところは、非農地の事由のところに書いてございますように、昭和63年とか、昭和40年頃に、そういった住宅建設とか倉庫の建設、または通路として使用してきたというようなことの説明がございました。それは、私の家と近くでございますので、それについては十分に確認ができたところでございますが、現況を説明するために290番の位置写真を御覧いただきたいと思います。これ、分かりやすいところなんですが、国道312号線の澤第一交差点というのがございまして、それが県道と接続しておりますので、ここを物部方面に入っていただきますと、物部の集落が見えてきた5軒目ぐらいが、現在空き家となっております●●さんの家屋があることでございます。その辺のところの状況については、先ほど言いましたように、相当年数が、60年以上の年数がたっているという状況の中で、今回、この転用の結果が出てないということについて、非常に●●さんとしては困ったことというふうに理解されてると同時に、この空き家を早々に希望者である方に譲渡をしたいという事務手続をお急ぎのようでございまして、今回、この非農地証明の申請がなされたということであります。

これにつきましては、非農地証明出ておるんですけども、昭和60年以前といったら、そんなに私の感覚では大昔じゃないと思うんですけども、何回にもわたって住宅の増築があつたりしたような形跡が私も覚えておりますので、それとか、車庫を増設されたとい

うふうなことが、3回ぐらいにわたって、やはり転用申請をしなかつたらいいけないということがおそそかになってるというのが現状であります。この●●さんからこれらについて始末書も提出をされて、謝罪もされてるところでありますので、今回、この空き家を取得しようという方の急がれてる状況もございますので、この件については、やむを得ないと判断を私はさせていただいておりますので、非農地証明の発行をできますように、委員の方の御審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

受付順位287番から290番につきまして、地元委員から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の小田委員のほうから補足説明がございますか。

○小田委員 失礼します。10月3日、職員2名、役員4名で現地調査いたしました。地元委員さんの説明どおり、何の問題もありません。以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、非農地証明関係につきまして御意見、御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位287番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位288番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位289番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位290番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

これで、本日の議案審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理のほうから御挨拶をいただきます。

○西職務代理者 <閉会挨拶>

(午後 2 時54分終了)